

【議事録】

（国際課長）

本日はご多忙のところ、かながわ国際政策推進懇話会にご出席いただきありがとうございます。本日の懇話会でございますが、今年度本県で活用している文化庁補助事業「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、必須要件となっている有識者の皆様からの意見を聴取する「総合調整会議」と位置付けて開催させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、事務局において、8月に人事異動がございまして、篠原グローバル戦略担当部長が転出となり、新たに、国際文化観光局参事監（グローバル戦略担当）に門脇が着任いたしましたので、一言ご挨拶申し上げます。

（国際文化観光局参事監（グローバル戦略担当））

8月1日付で国際文化観光局参事監（グローバル戦略担当）として着任いたしました門脇と申します。これまで、国際文化観光局の副局長兼総務室長でしたが、あわせて参事監を兼務することになりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今年の4月から、皆様に懇話会委員をお願いしておりますが、第1回は書面会議ということで開催させていただきましたけれども、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。引き続き本県の国際政策の推進について、ご意見等頂戴できればと思います。よろしくようお願い申し上げます。

本日の会議開催に当たりまして、皆様にお詫びとお願いがございます。詳細については後程事務局から説明をさせていただきますが、「かながわ国際施策推進指針」は4月の書面会議において、今年度内に改定を行う予定としてご案内をさせていただき、我々も改定に向けた準備を進めてきましたが、現時点におきましても新型コロナウイルス感染症が拡大し、収束の見通しがなかなか立たないという状況にあります。また、この脅威がどれだけの期間続くのか、また、県民生活にどのような影響を与えるのか全体像が見えないという状況です。

そこで、新型コロナウイルス感染症による、多文化共生やグローバル戦略等への影響等を見極めた上で指針の改定作業を行うこととし、今年度の改定を見送ることとさせていただきました。当初の予定から変更になることにつきまして、まずお詫び申し上げます。

一方、日本語教育の推進につきましては、外国籍県民等の支援につながるという喫緊の課題でございます。日本語教育推進法に基づく国の基本方針が、本年6月に閣議決定されたこと等を踏まえまして、本県としては地域における日本語教育の体制づくりをしっかりと進めていきたいと考えております。また、今年度の懇話会につきまして、日本語教育については専門委員会での検討と共に、来年度以降の指針の改定に向け、教育あるいは労働等も含めて様々な分野の委員の皆様より忌憚のないご意見を伺いたいと考えております。本日、1時間半と長丁場になりますが、よろしくお願いいたします。

（国際課長）

ありがとうございました。なお、本日は坪谷委員、金井委員、小川委員がご都合がつかず、

ご欠席となりました。また、小川委員の代理として、本日は愛川町総務部企画政策課の鈴木主査にご出席いただいております。

1 第14期委員自己紹介

(国際課長)

まず、本日は、WEB会議との併用ではありますが、今期最初の委員の皆様にご参集いただいた懇話会でございますので、簡単な自己紹介をお願いいたします。

(大橋会長)

よろしくお願いいたします。このような形ではなく、本当は face to face で開催したかったのですが、それはできなくて残念ではございますが、これはこれとしてなるようになるしかないと思います。よろしくお願いいたします。

(柏崎委員)

皆さんこんにちは。今期から懇話会に参加することになりました。専門は社会学で、これまで財団のことですとか、あと川崎市のお仕事、実態調査、その他に関わった経験がございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(上谷委員)

上谷でございます。昨年から経営者協会の事務局に参加して就任しております。その前までは、企業で一貫して総務人事を務めてまいりました。今回初めての参加となります。よろしくお願いいたします。

(富本委員)

よろしくお願いいたします。かながわ国際交流財団は、今懇話会が開かれている県民センターの13階に事務所があり、多言語相談ですとか、防災関係、あとは教育、子育てや、今後日本語についても取り組み、いろいろな事業を行っておりますので、いろいろと教えて頂きながら関わらせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(森田委員)

初めまして。ご紹介頂きました JICA の森田と申します。みなとみらいにあります、横浜センターに勤務しております。昨年まで、センター内の別の者が委員をさせていただいたんですが、今年度は私が参加させていただくことになりました。横浜センターでの私の主な仕事は、海外移住資料館を担当しております。かつて北米、中南米に移住した日本人の方々の歴史を展示するというのが資料館の目的ですが、最近、多文化共生ということで、日本人も海外に移住した歴史があるのだから、今の日本で外国からいらっしゃる方のことも受け入れて、日本全体をよくしていこうじゃないかという訪日的な意義のところまで是非発信していけたらということで、今新しい使命というのを考えているところです。どうぞよろしくお願いいたします。

(柳委員)

初めまして、柳晴実です。外国籍県民かながわ会議の9期と10期を務め、10期では副委

員長をさせていただきました。現在は、かながわ外国人すまいサポートセンターの事務局と韓国朝鮮語スタッフをやっております。初めての参加で分からないことが多くて、ついていけるかどうかちょっと心配ですけれども、いろいろ学ばせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(高梨委員)

伊勢原市役所の高梨と申します。よろしくお願いいたします。今回から初めての参加になります。行政からの立場での発言ができればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(鈴木主査(小川委員代理))

愛川町役場の企画政策課の鈴木と申します。本日は委員の小川の方が、どうしても別の会議に出席しなければならなくなった関係上、代理出席ということで大変失礼かと思いますが、ご容赦願えればと思います。愛川町の企画政策課としましては、国際政策の取りまとめをしている部署でございます、実際の実務を行っているわけではないのですが、皆様からいろいろ勉強させていただけたらと思い参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

(高橋委員)

認定 NPO 法人 多文化共生教育ネットワークかながわの事務局長の高橋と申します。あーすぷらざの方に事務局を構えております。NPO としての活動はもう 26 年ぐらいになるんですけれども、県内全域で外国につながる子どもたち、それから若者の教育の分野で様々な活動しております。特に県の教育委員会との協働事業という形で高校での支援や地域での活動等を展開しております。今期から委員を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(丸山委員)

地球学校の丸山です。地球学校は NPO になりまして 20 周年を迎えております。今年ちょうどアニバーサリーイヤーです。事務所は Me-net の高橋清樹さんの隣で、あーすぷらざにあります。活動は県民センターでしております。私たちは外国人の日本語のサポートをしていますが、大人の場合は有料有償で、子供の場合は無料無償で活動しており、20 年になります。今年初めての参加になりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(尾家委員)

尾家と申します。よろしくお願いいたします。私は弁護士として、初めの 4 年間横浜市で弁護士をやっております、今は東京に拠点を移して弁護士をしておりますが、引き続き神奈川県に在住しております。弁護士の業務、弁護士会等の公益活動において、約 10 年間になりますが、外国につながる方の労働、入管、子ども、教育の問題について取り組んでまいりました。そういった観点からお伝えできることがあるかと僭越ながら考えまして、応募させていただきます、今回初めての参加となります。どうぞよろしくお願いいたします。

(沼尾委員)

皆さんこんにちは。沼尾でございます。私は横浜市鶴見区の潮田地区で、南米につながる子どもたちの支援をしている者です。1993年にIAPE／イアペ（外国人児童生徒保護者交流会）を設立しまして、1990年の入管法改正で日本に来た子どもたちと一緒に歩んできました。今その子どもたちは親になって、そのこどもたちの子どもが小学校高学年、中学生になっておりまして、2世代にわたって色々とお付き合いをさせてもらっています。そういう中で今新しく地域に生まれて育っている子どもたちのことも考えていきたいと思い、就学前の子どもたちから色々な課題が見えてきているので、その辺のところも皆さんから色々教えて頂きたいと思って参加いたしました。よろしくお願いいたします。

（国際課長）

皆様、ありがとうございました。なお、第1回懇話会において、今期の会長は大橋委員に、副会長は柏崎委員にお願いすることに決まっておりますので、今後の進行は大橋会長にお願いしたいと思います。それでは、大橋会長よろしくお願いいたします。

2 かながわの国際施策推進指針の改定について

（大橋会長）

よろしくお願いいたします。神奈川県もモデルに選ばれたように、SDGsでは誰も取り残さないということを強調しています。しかし今回のCOVID-19により、取り残される人がたくさんいるということが明らかになってしまって、これにたふたとしていっているという現状があると思います。私たちはこういう日常に慣れていかなければならないんだけど、こういう日常にも接することができず、ただただ取り残されている、特に脆弱層の人、その中には私たちと関係する外国人とか外国につながる人がたくさんいると思います。そういうことを取り残さないでどうひとつひとつやっつけていけるか、それを常に意識しながら、進めていきたい。そういうかたちでの懇話会でありたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、時間ですので次第の1の議題(1)に移りたいと思います。神奈川県国際施策推進指針の改定について、事務局よりご説明をお願いいたします。

（事務局）

かながわ国際施策推進指針の改定についてご説明します。資料1をご覧ください。

冒頭の参事監の挨拶にもありましたが、かながわ国際施策推進指針については、入管難民法の改正等による外国人労働者の受入増加、外国籍児童・生徒の増加、日本語教育推進法の施行等に対応するため、今年度の改定を予定していました。

一方、4月の書面会議においても、委員から「コロナウイルス禍という格段に重大な状況変化の真ただ中であるため、改定そのものを先送りするべきではないか」というご意見もいただき、また、現時点では、新型コロナウイルス感染症の影響がどのくらい続くのか、県民生活にどのような影響を与えるのか、全体が見えない状況にあります。

また、本県の総合計画である2019年7月に策定した「かながわグランドデザイン第3期実施計画」についても、新型コロナウイルス感染症により、計画策定時とは社会状況が大き

く異なってきたことから、今後の計画推進にあたっては、県民生活への影響等を精査した上での対応が求められています。

そこで、かながわ国際施策推進指針につきましても、当初想定していた改定の必要性は変わらないものの、新型コロナウイルス感染症による、多文化共生やグローバル戦略などへの影響等の見極め等を考慮する必要があることから、改定に向けたスケジュールを資料記載のとおり見直し、今年度内の改定は見送り、来年度以降に改定作業を行うこととしたいと考えています。

一方、日本語教育の推進につきましては、外国籍県民等への支援につながる喫緊の課題であること、日本語教育推進法に基づく国の基本方針が本年6月に閣議決定されたこと等を踏まえまして、地域における日本語教育の体制づくりを進めていきたいと考えています。

そこで、当初予定していた10月の懇話会は開催しないものの、来年2月の懇話会では、専門委員会（地域日本語教育）の意見のとりまとめについて協議いただくとともに、4月にご連絡いたしました、外国籍県民かながわ会議との連携を今年度の懇話会で実施したいと考えています。なお、会議の方法については合同会議にするのか等、具体的な内容はこれから行います。

4月当初の想定と異なり、大変申し訳ございませんが、ご理解くださるようお願いいたします。説明は以上です。

（大橋会長）

ありがとうございました。焦点がずいぶん違って来たわけですが、その理由としても、仕方ないところがあると思います。今の事務局からの説明についてご意見、ご質問等願います。いかがでしょうか。

現段階での質問はないようですので、とりあえず先に進んで、後で質問があるようでしたら、その時に質問を受け付けるという形にしたいと思います。

3 国の基本方針や「かながわ地域日本語教育の施策の方向性」を踏まえた今後の日本語教育について

（大橋会長）

次に議題の(2)、「国の基本方針や「かながわ地域日本語教育の施策の方向性」を踏まえた今後の日本語教育について」に進みたいと思います。それではまず、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

まず、3月に取りまとめた「施策の方向性」に沿った取組として、今年度・来年度の日本語教育事業全体のイメージ（案）をご説明します。資料2をご覧ください。

資料2に記載はありませんが、3月に取りまとめました「施策の方向性」では、多文化共生の地域社会づくりの一環として、県内の地域における日本語教育の体制づくりの推進に向けて、次の4つの方向性で取り組んでいくこととしました。

1つ目は、「市町村や関係機関等と連携した地域日本語教育体制の整備」、2つ目は「地域の日本語教育を支える人材育成とネットワークづくり」、3つ目は、「地域日本語教育に関する情報提供の充実と外国籍県民等の日本語学習へのアクセス促進」、4つ目は「多文化理解の推進」でございます。

本県における日本語教育の推進については、文化庁事業を活用して取組を進めていきたいと考えていますが、令和2年度から取り組むもの、令和3年度から取り組むものがありますので、それぞれポイントを分けて説明します。

まず、令和2年度からは、県が広域自治体としてのコーディネーター役を果たすため、地域日本語教育体制の整備の一環として、かながわ国際交流財団に委託し、事業全体の総括を行うコーディネーター1名、それから、各地域の実情に応じた企画・調整等を行う地域のコーディネーター3名を配置しました。また、文化庁事業の必須要件である「総合調整会議の開催」、これは本日の懇話会と、先日実施した専門委員会（地域日本語教育）の開催も位置付け、県主催で実施したいと考えています。加えて、情報共有等を目的とした政令市も含む「市町村連絡調整会議」を実施いたします。市町村会議は5月に1回目を書面で開催しましたが、今後定期的に開催したいと考えています。

さらに、地域日本語教育の体制の整備にある「専門家による日本語講座の促進」については、令和2年度は、県実施型モデル事業といたしまして、専門家による初心者向けの日本語講座を年度後半から実施します。全体イメージ図にある、「市町村支援型モデル事業」である「専門家による日本語講座の開設・運営改善等に係る支援」、「日本語ボランティアの養成・研修」につきましては、令和3年度からの実施を予定しています。

次に、人材育成とネットワークづくりの取組としては、令和2年度から、市町村連絡調整会議の中で、市町村や国際交流協会職員等を対象に研修を実施するとともに、令和2年度から、「日本語学習支援実践者（リーダー的人材）研修（セミナー）」を今年度後半から実施する予定です。

加えて、情報提供の充実の取組につきましても、令和2年度から、かながわ国際交流財団への委託に含め、取組を始めたところです。

令和3年度以降は、国の補助事業を活用しまして市町村補助金を新設し、各地域の実情に応じた日本語教育の実施や、ボランティアによる日本語教室への支援、日本語ボランティアの養成・研修など、「施策の方向性」で整理した市町村に期待される役割を果たせるよう県として支援し、県内の地域日本語教育の体制を整備したいと考えています。

県のイメージといたしましては、初めから市町村補助金を活用できる市町村もあれば、まずは、「市町村支援型モデル事業」を実施して、その後、市町村補助金を活用していただく等、市町村の実情に応じて支援をしていきたいと考えています。

「市町村補助金」や「市町村支援型モデル事業」については、5月に市町村に活用意向や事業構築等についてアンケートを実施しましたが、この後ご説明する7月上旬から中旬にかけて実施した市町村ヒアリング結果、本日の委員の皆さんからいただくご意見等も踏ま

え、来年度の事業展開や市町村補助金のメニューに活かしていきたいと考えています。

施策の方向性を踏まえた、現在の県としての地域日本語教育事業の全体イメージは以上となります。

次に資料3をご覧ください。6月24日にオンラインで実施しました専門委員会（地域日本語教育）の結果概要です。

「国の基本方針（案）を踏まえた指針の改定」と「日本語教育事業の今後の方向性について」それぞれご意見をいただきましたが、重複する部分もありましたので、概要は、項目ごとにまとめさせていただきました。内容は資料記載のとおりですが、ポイントをご説明します。

まず、全般に関するものとしたしましては、「かながわ国際施策推進指針の中に、国の基本方針を踏まえて反映させていくことは、メリット・デメリットはあるものの、神奈川県らしく反映できると良い。」。

次に、多文化理解の推進につきましては、「若年層が入れる場が必要（もっと若年層を巻き込んでいく必要がある）。」、ですとか、「一般市民が、やさしい日本語をもっと認識・理解する必要がある。」。

次のモデル事業「日本語講座」については、「日本語を単体で学ぶのではなく、日本語と保健福祉、日本語と就労等、早い段階からいろんな分野を組み合わせるような講座の方が外国人の興味関心を引けると思う。」。

次のボランティア養成・研修につきましては、「日本語を教えること」と「学びを支援すること」はアプローチが違う。学習支援者は教えたがいが強く、日本人の学習支援者ばかり話しているケースも少なくないので、「学びを支援する」という方が全体としてうまく回っていくと思う。」。

次のページになりますが、オンラインの活用については、「今までボランティア教室や会議・研修等は対面が普通だったが、新型コロナの影響でオンライン化が求められ、今まで参加できなかった方が参加できるような良い形もできてきたので、何かしらの形でオンラインを活用することを考えていく必要がある。」。

その他としては、「今回の事業の中心的な役割を果たすコーディネーターの役割をもう少し整理する必要がある。」というような意見がありました。

その他の主な意見は資料3に記載のとおりです。それでは、専門委員会のメンバーであります、専門委員会の柏崎会長と高梨委員から、当日の議論や市町村の現場感覚も含め、補足をお願いしたいと思います。まず、柏崎会長からお願いします。

（柏崎委員（専門委員会（地域日本語教育）会長））

ご説明ありがとうございます。今お話がありましたように、専門委員会ということで、日本語教育の部分を、今後どのように指針づくりに活かしていくかという観点から議論を始めたところです。それに先立つ、昨年12月、1月にかけて行われた日本語教育に関する懇談会において、この参考資料にもなっている「かながわの地域日本語教育の施策の方向性」について話しました。

これらの動きというのは、今のご説明にもありましたけれども、ちょうど国のレベルでも日本語教育に係る施策というのが進んでいて、昨年には、まず日本語教育推進法という法律ができて、さらに今年の6月になって、基本方針というものがより具体的な形で出ております。それをどのようにして地域のレベル、自治体のレベルで反映させていくかというのが、今あちこちの自治体で行われていることです。

地域によっては、日本語教育推進に関する推進指針を作り始めたり、もう作っているところもありますが、神奈川の場合にはすでに国際政策の指針があるということで、そこに日本語教育に関する内容を位置付けていくという方向になっております。

内容的には、幅広くいろいろありますが、例えば神奈川では地域におけるボランティア教室の歴史も非常に長いですし、大変地域の広がりがありますが、そういう中でボランティアの高齢化であったり、なかなか養成が進まないという課題なども伺いました。後はビギナーというか、初心者に対しては、むしろ専門家が短期間でしっかり学習できるようにして、そこから地域のボランティア教室に来てもらう流れができるといいのではないかとといった話も出ました。

あとは、資料のコメントにも出していますが、どうしても国の法律の中でも日本語教育という、枠組みが教育となっていて、なかなかそれが日本語学習という言葉ではないので、少し気を付けないと、どうやって日本語教育をするのかに偏ってしまう恐れがあります。学習者の視点であったり、あるいはもともと多文化共生の地域づくりのための、その一環としての日本語教育の推進であるというのをどういうふうきちんと維持していくかという辺りが課題ではないかと感じております。簡単ではございますが、私の方からは以上です。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、高梨委員お願いします。

(高梨委員（専門委員会（地域日本語教育）委員）)

貴重なお時間いただきましてありがとうございます。私のほうからは、当日の委員の皆様
の議論の中にも出てきてますが、2つほど感じたことをお話させていただきます。

1つは先ほどの柏崎委員のお話にもありました教育と学習です。学校教育とか社会教育というところから、今、生涯学習という言葉もかなり定着をしていると思いますが、やはり、学習する立場、学ぶ側の視点での考え方が学習だと思います。記載するに当たっては日本語教育という言葉での記載になったとしても、その内容は学習者の視点ということでの学びとしての学習という言葉のある程度意識した言葉の使い方が必要ではないかと感じました。

もう1つは、これからの担い手、よく担い手不足と言いますけれども、日本語学習にボランティアの力は大変に大きいところがありますが、お話を聞いているとやはりボランティアも高齢化が進んでいてね、というお話をよく聞きます。これから担い手ということが課題なんだよ、というお話を聞いたりします。それは、市民活動全般に言えることで、自治会活動なんかもそうですが、やはり同じような課題がございます。ただこのコロナ禍の中で、今日もそうですけれども、集まらない方向での会議や研修だとか学校の授業だとか行われている

ますので、これからの日本語学習ということについても、新しい学習方法とかいうことが広まっていったりすることもありますので、そういったところを念頭に置いた議論というのが必要なのかなというところを感じました。以上雑駁ですけれども、2点だけお話をさせていただきます。ありがとうございます。

(事務局)

ありがとうございました。それでは続きまして、資料4をご覧ください。

先ほどお伝えしましたとおり、新たに創設予定の地域日本語教育に係る市町村補助金等の活用意向について、7月上旬から中旬にかけて、17団体を訪問した結果概要となります。

まず、1の「日本語教育の運営状況」については、資料に記載のとおりですが、結果概要としましては、訪問した団体においては、地域の規模に応じて教室が運営されており、直ちに新たに教室を開設しなければ対応できないという市町村はありませんでした。

2つ目の「日本語教育の課題」ですが、今、高梨委員からもお話はありましたが、多くの自治体が高齢化によるボランティアの人材不足を課題として挙げており、それによって、教室の運営に必要な人材を今後も維持することが難しい状況にあるというのが概要としてあります。その他、受講者が継続して教室に通えず長続きしないですとか、受講者数の増加への対応といったようなことも課題として挙げられております。

次のページをご覧ください。

3の「市町村支援型モデル事業の活用」については、多くの自治体がボランティアの人材不足を解消するために、ボランティア養成研修の活用を希望しており、ニーズが高いことがわかりました。一方で、メニューの一つとして提示した、教室の新規開設については現時点では活用の希望は特にございませでした。

4の「市町村補助金の活用」については、資料記載のとおりですが、5月にアンケート(書面)だけで実施したときは活用できるかわからないという反応の自治体もありましたが、訪問して説明することにより、改めて活用を検討していただける自治体もあるので、引き続き、状況を確認していきたいと考えています。

次の5の「ヒアリング結果を踏まえた事業展開への反映」についてです。現時点で事務局として考えられることを記載しておりますが、今回のヒアリング結果からは、繰り返しのようになりますが、新たな講座の開設というよりも、まずは現状の足場を固めるためのボランティア人材の確保を行いたいという意向が強いことから、「市町村支援型モデル事業」は、ボランティア教室に対する支援の充実を図りたいと考えています。ボランティア養成・研修の充実として、新たな人材確保を行うために、大学生や日本語学校の生徒等、若年層の担い手の確保を進めるため、財団のネットワークを活用して、市町村がボランティアを募集する際に、県内大学等に周知を図ることを検討していきたいと考えています。

また、養成したボランティアが、地域の日本語ボランティア教室とうまくマッチングできていないことから、今年度から配置している地域のコーディネーターが必要に応じて、ボランティアと日本語教室をマッチングしていく必要もあると考えています。

さらに、まずは日本語教育に関心をもってもらい、裾野を広げる取組として、今年度、10月～11月に実施を予定している「日本語フォーラム(仮称)」についても、令和3年度以降、継続して実施をしていきたいと考えています。

ここまでは、ボランティアの量に関する取組ですが、ボランティアの質という面からは、専門家による日本語教室の運営改善も、自治体から要望がありますので、実施していきたいと考えています。

最後になりますが、6の「市町村における日本語教育事業のニーズ把握」については、今回のヒアリングの中でも、「日本語教育事業に対するニーズがあるか不明のため、どうしたらよいかわからない」という声もありました。

神奈川県には33の自治体があり、今回訪問した17団体以外の団体(16団体)については、これまでのアンケート等において活用希望がなかったことから、同様にニーズが把握できていない可能性が高いと考えています。

そこで、全県的に日本語教育の裾野を広げていくためにも、市町村支援型モデル事業に、日本語教育に対するニーズ調査を追加し、各地域における日本語教室の現状や課題、必要性等について把握できるような支援を実施できればいいのかなと考えています。

次に資料5をご覧ください。

冒頭、参事監からもご説明いたしましたとおり、今年度の指針改定は見送りましたが、日本語教育推進法に基づく、本県における日本語教育の基本方針については、国の基本方針を踏まえ、「かながわの地域日本語教育の施策の方向性」の内容を検証し、かながわ国際施策推進指針に反映することで対応していきたいと考えています。

そこで、資料5に左から順番に、現行指針、国の基本方針、施策の方向性と比較できるように記載のとおり整理いたしました。現行指針に位置づけられている施策の展開や事業について記載しています。

国の基本方針は、関係項目を抜粋していますが、例えば、1ページ目の最後の段落の「そのため～」以降で、「日本語を学習する機会を提供すること」のように、改定後の指針に反映した方が良いと考えられる部分には、同じようにゴシック体・下線という感じで記載しています。

一番右の施策の方向性については、3月にとりまとめた施策の方向性に加えて、先ほどご説明した専門委員会の意見を記載しています。

国の基本方針にある「オ 地域における日本語教育」については、本県で3月にとりまとめた施策の方向性を踏まえて、改定後の指針にどの程度、記載していくのかという検討を今後行う必要があると考えています。

一方で、「ウ 外国人等である被用者等に対する日本語教育」、いわゆる企業での対応や、外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育、いわゆる学校教育・教育委員会での対応については、国の基本方針に記載があることから、改定後の国際施策推進指針には、本県としても何かしら位置づけていきたいと考えていますので、委員の皆さんから忌憚の

ないご意見をいただければと思います。

その他、今後の日本語教育に関して、様々な視点からご意見をいただければと思います。説明は以上です。

(大橋会長)

はい、ありがとうございました。

かなり色々なことが話されましたけれども、せっかく貴重な機会です。もちろん専門家の先生方が今後検討を加えてくださるという話で、まだチャンスはありますけれども、今回ここでいろいろな意見を出していただくことによって反映されやすいということもありますので、どうぞご遠慮なくご意見・ご質問をお願いいたします。

(高橋委員)

基本的なところですけど、日本語教育の進め方について、対象者をどういう人たちに絞っているのでしょうか。まずボランティア教室での支援ありきみたいなイメージがありますが、もっと県全体としての施策化と考えたほうがいいのではないかと。私も文部科学省の外国人児童生徒の教育に関わる会議に参加させてもらった経験から、特に外国につながる子どもたちの教育は、小学校入学前から、具体的には例えば、子どもがお母さんのお腹にいるときから日本語と母語の教育をどうするかという課題が始まっており、そこから、子どもをどうやって日本の社会で自立させていくかということについて、親も含めて、日本語教育、プラス母語教育はスタートしているわけですね。そこからさらに小学校、中学校、高校とどういう支援をするのか。新たに入ってくる外国人材については私はもっと企業が責任を持つべきだと思っています。地域がボランティアで受けるという話ではない気がしています。今いる外国につながる子どもや若者たちはずっと定住していく若者ですから。そういう視点で考えると、日本語教育と地域の居場所とか、彼らに関われる場所として、より一層、地域の機能みたいなところをさらに進める必要があるのではないのでしょうか。あとは、学校教育と地域との関係性とかもですね。神奈川県はボランティア教室がたくさんあるんですけど、そこをリードするようなセンターがないんです。県の役割としてはボランティア教室なり日本語教育をリードする、県としてのセンター的な役割をきちんと作って行ってリードして欲しいです。ボランティア任せや専門家が動くのではなくて、情報も含めての機能、例えば、意見にも書きましたが、名古屋には国際センターという場所があって、そこは本当にワンストップの場所で、そこに行けばいろんな情報が得られて、日本語教育も子どものことも含めてそこで得られるようなセンター的なものがあるって、名古屋の人はあそこに行けば何か得られるとみんなそう思っています。そうした機能的なものをもっといろいろ考えていけないといけないと思います。まずボランティア教室ありきからのスタートというのは、今までの考え方とあまり変わってないような気がします。率直な意見です。以上です。

(大橋会長)

ありがとうございました。きわめて率直な意見で、おそらく今 COVID-19 のことで外国人がたくさん困っていて、どこにどう相談したらいいかということは、自治体レベルですごく問

題になっており、それが含まれているような気がいたします。

(事務局)

事務局から少しお答えいたしますと、まず対象者という話がありましたが、基本的に文化庁事業の活用を前提としていますので、いわゆる生活者としての外国人をターゲットとしたいと思っています。また、高橋委員がおっしゃるように名古屋のワンストップセンターというのは、我々も担当が視察に行つてこういうふうになればいいなと思っているところなんですけれども、一方でご指摘のとおり学校教育、教育委員会と我々の知事部局との事業のすみ分けですとかそういったものは少し考えていかなければならないのかなと思っています。

どこまで委員からいただいた意見を反映できるかどうかも含めて、事務局の方で検討をさせていただきたいと考えています。以上です。

(大橋会長)

高橋委員、ありがとうございます。非常に貴重な意見だと思います。他の皆さんいかがでしょう。

(沼尾委員)

高橋委員のお話と、前半少し重なりますが、就学前の子どもたちは、日本生まれではあるが、母語で育てられている子どもたちが大きくなって、やはり語彙力の問題というのが明らかになってきておまして、日本生まれだけでも母語で育てられた子どもたちの高校進学というところでは本当に課題が出てきております。やはり就学前の子どもたちの日本語との出会いをどう保障していくかということを学校教育ではできないだろし、保育園での教育になると教育委員会ではないところになりますし、教育委員会と子ども青少年局、横浜でしたら子ども青少年局になりますが、その辺のところの連携とか、今私が活動している潮田、鶴見の辺りではですね、保育園で20%、外国人の園児が20%以上いる園がいくつかあります。

やはりその辺のところ、日本語との出会いをどう保障するか、保育園だけでもできないし、やはり地域でもしないといけないだろうというところで、日本語教育、地域日本語教育の中に、やはり就学前の子どもたちの視点を入れていかなければ、結局小学校に入ってやる、中学校に入ってやる場所でもそこで大きな差が出るだろうなというふうに考えます。

今回の閣議決定の日本語教育の推進に関する施策の基本方針の4ページの具体的施策でいうところで、特に幼児ですね、児童生徒ではなく児童生徒の前に幼児というのが入っておりまして、4ページの一番下のところで、「幼児教育段階においては、幼児期の発達の特性に留意した指導の充実が図られるよう取組を推進する。」というところですが、この辺は学校教育とかそういうところに入ってしまうのかもしれませんが、ここの就学前の子どもたちの日本語との出会い、日本語をどう保障していくかというところを全体で考えていかないといけないものなのかなということ、新しくこれから神奈川県の方針を作っていく中で、就学前の子どもたちの日本語教育をどう保障していくのかということが課題となっ

ているのか、その辺のところを視点として入れていただけたら、そして具体的な状況も把握していただくことも必要ではないかという思いがあります。以上です。

(大橋会長)

非常に重要な、チャレンジングな指摘だと思いますが、いわゆる組織の縦割りの問題等、難しい問題が含まれているような感じがいたします。他はいかがでしょうか。

(柳委員)

2点お聞きしたいんですけども、まず市町村のヒアリングの結果の報告がありました、
「地域からは強い要望はなく」と書いてありますが、これは市町村の人たちの意見ですよ。ね。では、地元の外国人の、本当に日本語教育を受けたいと思っている人たちの声がどれぐらい自治体に届いているのかということところでいうと、これがそのまま必要性の意見として通していいのかということところがすごく違和感を感じていて、そこは当事者がどれぐらい求めているところをもう少し調べた上で統計にならないと、学習者側の意見が反映されていかないのではないかと思います。

もう1つは、外国籍県民会議でも日本語教育に関しての問題意識というのが每期提言としていろいろ挙がっていますが、これを進めていく上で、外国籍県民会議で挙がってきた提言の内容というのはどのぐらい反映されているのかということをもしあれば教えていただきたいと思いました。以上です。

(大橋会長)

はい、ありがとうございます。私も感じていたところで、サプライサイドの調査で、ダイヤモンドサイドの調査とはちょっとないところがあります。一番最後のところでもコミュニティのキーパーソンを対象にと言っていますが、キーパーソンに聞くのはもちろんではありますが、声が出せない人とか隠れているところって結構あったりします。そういう意味でもうちょっとダイヤモンドサイドやサービスを受ける側というか、必要としている人の声をどう聞き取るかっていうのは、さっき言ったNo one left behind(誰も取り残さない)ということと関連して重要なことである気がします。お金とか時間がかかってしまうので、どれだけできるかという問題もあると思います。それから2番目のご指摘も極めて重要な課題であると感じます。これらの意見について、事務局の意見を聞いてもよろしいでしょうか。

(事務局)

まず1つ目については、ご指摘のとおりですね、確かに市町村が当事者の意見を拾えているのかということまでは確認はしていないので、ニーズ調査もそうなんですけども、現状考えているのはキーパーソンとかコミュニティとかを事務局としてはイメージしていましたが、それに加えて、当事者の意見をどういうふうに拾いあげていくのかというのは皆さんのご意見をいただきながら、そういうことができなければいいのではないかと考えています。

2つ目の県民会議の提言については、そういう視点が正直抜けておまして、これからど

ういった提言があつて、どういうふうを活かしていくかを改めて検討したいと思っております。以上です。

(大橋会長)

ありがとうございました。それでは、今回で終わりではないですけども、今後議論を進めるにあたり、今日出た意見を活かしていただきたいと思っております。

4 国際言語文化アカデミア廃止後の事業展開について

(大橋会長)

それでは、議題3「国際言語文化アカデミア廃止後の事業展開について」に移りたいと思っております。それではまず、事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

国際言語文化アカデミア廃止後の事業展開についてご説明します。資料6-1をご覧ください。

まず、国際言語文化アカデミアの概要ですが、設置目的は資料記載のとおりです。

国際言語文化アカデミアは、平成23年1月に開所しておりますが、設置条例を提案した際に、県議会から「国際言語文化アカデミア設置後の事業運営にあたっては、県民の目線で不断に事業内容や組織執行体制を見直していくべきである」という附帯意見が付きまして、アカデミアの事業としては、資料記載のとおり、外国語（英語）にかかる教員研修事業、外国籍県民等支援事業、異文化理解支援事業と、事業は3つですが、その他、研究という4つがあります。それぞれの事業内容は資料記載のとおりです。

2の「経過」ですが、県議会から付された意見を踏まえ、平成26年度に外部有識者による機関評価委員会を設置し、平成29年度の機関評価委員会において、アカデミアが担う機能や組織・運営の今後の在り方について、「類似目的を有する関係団体との効率的・効果的な役割分担と連携・強化の在り方等、幅広い視点から、機能を継続・充実するためにふさわしい組織運営の在り方の検討に速やかに着手すべき」といった提言がありました。

その提言を踏まえ、県として、アカデミアの組織については令和2年度末をもって廃止する一方で、アカデミアの事業については、教育委員会とかながわ国際交流財団への移管等を想定して関係機関との調整を行っていくことを平成31年第1回（2月）県議会に報告しました。

一方、平成30年の入管難民法の改正に伴い、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の策定や、「日本語教育推進法」の施行など、県としても新たな対応が求められる中、限られた人材と財源の中で、県の役割を踏まえて、より効率的・効果的な事業展開ができるように見直すこととし、令和2年第1回（2月）県議会に、アカデミア廃止後の事業展開について、2ページに記載のとおり、それぞれ報告したところです。

9月に予定されている令和2年第3回県議会に、アカデミア廃止条例の議案提案とともに、廃止後の事業展開の方向性についても報告する予定ですので、委員の皆さんからご意見

をいただきたいと思います。

次に3(1)の「日本語教育の充実」についてです。

先ほどの議題(2)の「国の基本方針や「かながわ地域日本語教育の施策の方向性」を踏まえた今後の日本語教育について」と同じような内容になりますが、施策の方向性に沿って、県内各地域において、外国籍県民等が生活に必要な日本語能力を身に付け、地域社会の一員として、安心して生活し、活躍できる環境の整備を進めたいと考えています。

「ア 地域日本語教育体制の整備」については、施策の方向性や、国の基本方針を踏まえまして、例えばコーディネーターの配置による県内の地域日本語教育の推進といったように、資料記載の通り進めていきたいと考えております。

「イ 地域の日本語教育を支える人材育成とネットワークづくり」については、各地域の日本語教室が、より良い形で継続・発展していけるよう、日本語学習を支える人材の確保・質の充実を目指し、市町村等と協力し、人材育成とネットワークづくりに努めます。具体的取組は資料記載のとおりです。

「ウ 地域日本語教育に関する情報提供の充実と日本語学習へのアクセス促進」は、外国籍県民等の日本語学習の意欲の向上を目指して、外国籍県民等、日本語ボランティア、市町村や国際交流協会、企業等が効果的に必要な情報が得られるよう、ICTの活用も含め、県内の日本語教育に関する一元的な情報提供や相談を行いたいと考えています。具体的取組は資料記載のとおりです。

次に、「(2)外国籍県民等が暮らしやすい環境づくり」についてです。

多文化対応力の向上を図るため、アカデミアで実施してきた行政職員向けの「やさしい日本語講座」について、受講対象者を拡大するとともに、やさしい日本語に関する市町村研修センターとの連携講座を継続して実施したいと考えています。また、外国籍県民等が地域コミュニティの一員として、ともに活躍できる社会づくりを目指し、外国籍県民等を対象に、日本の各種制度の理解を促進するセミナーを地域の実情に応じて県内各地で開催します。

(3)の「多文化理解の推進」については、記載のとおり考えております。

全体のイメージですが、アカデミアで実施してきた事業は、県の役割を踏まえ、より効率的・効果的な事業へ再構築していきたいと考えています。

外国籍県民等支援事業は、「3(1)日本語教育の充実」と「(2)外国籍県民等が暮らしやすい環境づくり」の中で、異文化理解支援事業は、「(3)多文化理解の推進」の中で、アカデミアが培ってきたノウハウを活用しながら、新たな事業展開をしていきたいと考えています。

次に資料6-2をご覧ください。これまでご説明しましたことを、日本語教育の部分も含め整理しましたので、簡単にご説明します。

まず、2ページ目の外国籍県民を取り巻く現状と課題ですが、それぞれ、背景、国の動向、本県の課題ということで記載のとおり整理しています。本県の課題は、地域における日本語教育の総合的な体制づくり、外国籍児童・生徒の増加に伴う対応、外国人労働者の受入環境整備がありますが、今回は、日本語教育及び国際言語文化アカデミアの廃止に伴う今後の展

開について、次ページ以降でご説明させていただきます。

3 ページ目の「国際言語文化アカデミア廃止後の事業展開①」ですが、左側に国際言語文化アカデミアの事業と課題について整理しております。

課題としては、記載のとおり、「より幅広い年齢層を対象とする必要がある。」ですとか、「講座修了者が地域で活躍できるような情報提供の充実やマッチングが必要。」ですとか、「市町村等と連携し、県内各地で多文化共生の取組の裾野を広げることが必要。」といった課題があります。

これらの課題を解決するために、右側になりますが、「県・市町村・民間団体等との連携強化」ですとか、「若年層含む全世代を対象とした全県展開」、また、アカデミアには課題だけでなくこれまで培ってきたノウハウやネットワークがあるのでその活用という観点で、県の役割を踏まえて、より効率的・効果的な事業への再構築を考えています。具体的な事業展開のイメージは、次の②をご覧ください。

日本語教育については、市町村が中心となって、ニーズの把握や、地域に実情に応じた日本語教育の実施、その他記載のと通りの役割を果たしていただくことを期待しています。

そのため、県としては、コーディネーターやモデル事業の実施、市町村への財政的支援等を行い、市町村を支援していきたいと考えています。コーディネーターの配置につきましては、文化庁事業の要件が毎年変わっていますので、現時点では県域やエリア別といったものを想定しておりますが、今後どういった形で配置していけるのか検討していきたいと考えております。

加えて、日本語教育を支える多文化理解の取組として、4つ記載していますけれども、記載のとおり新たな事業の実施や事業の拡充を考えています。

今後のスケジュールということで参考になりますが、本日懇話会で意見聴取を行った後、9月に専門委員会、11月～1月に専門委員会を実施の上、2月に懇話会を実施し、懇話会委員のみなさんにご協議いただきたいと思いますと考えています。雑駁ではありますが、説明は以上です。

(大橋会長)

ありがとうございます。いろいろな要素がつまっておりますので、なかなか大変な気もしますけれども、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(高橋委員)

アカデミアの機能というところ、アカデミアが場所がなくなって、いろんな人材の活用というのが基本的な考え方なのかなと思うんですけども、例えば、講座の中身を見ても私たち NPO や財団がやってる内容と結構かぶっているところがあって、アカデミアの人材が特化して活用されるような中身に私的にはあまりなっていないような気がしてしまいます。例えば、神奈川らしさというところを考えたら、神奈川での多文化共生の取組をどう発信させるかについて、今学ぶべきところは、今までの神奈川のいろんなノウハウは全国的に見た時に非常に進んでいるというふうに見られているんですけど、これは意見にも書いたんです

けど、ただ機能がバラバラな部分があるんです。

その中で私はアカデミアで研究という項目があったので、研究として多文化共生の先進国での取組をもっと発信すると、神奈川だけではなくて全国にも発信できると思うのですね。カナダとかオーストラリアとかの多文化のいろいろな教育について専門家から聞こえてきますが、日本でも先進国の取組を取り入れて、どういうものが実際多文化共生としての地域づくり、仕組みづくりとして全国に発信できるようなものを考えていただきたい。もう一歩神奈川らしさを全国に発信できるような多文化共生の取組がどのように世界で展開されていて、どう神奈川で反映されるのかという視点で変えていかないと、今までの積み重ねの中で多文化共生って言っても、私的にはあまり変化が見られないものになってしまうのではないかと思います。

この間中島和子先生が JICA の横浜に来られて、カナダの取組を発表されていたのがすごく印象的でした。カナダで日本人の子どもたちが英語教育と日本語教育を両方取り入れながら、みんなバイリンガルとして育っていくという教育がきちんと根付いてるんですね。そういった取組を研究し、発信する仕組みや場というのは、全国的にもかなりインパクトがある取組になるのではないかと思います。

(大橋会長)

ありがとうございます。極めて重要なご指摘だと思います。時間が限られておりますので、もう1つ、2つご意見を伺っていきたくと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

高橋さんがおっしゃったことは気持ち的にはみんなそうだと思います。神奈川は進んでいるというイメージもありますし、なかなか難しいことがあるんだろうと思いますけれども、是非実体化していただきたいと思います。

それでは、議案は全て終了しましたので事務局の方にお返しします。

(国際課長)

本日は貴重なご意見をいただきありがとうございました。委員の皆様からのご意見につきましては、今後の本県の施策につきましてできるだけ反映を図るよう努めてまいります。お忙しい中ありがとうございました。